

寮生規則（平成26年度）

健全な寮生活を営み、一人一人の寮生が充実した寮生活を送れるよう、この寮生規則を定める。

木曾青峰高校望岳寮に入寮した生徒は以下の規則を守らなければならない。

1. 寮生は以下の項目を守り生活すること。

(1) 寮および学校の生活等に関すること。

- ・ 学校および舎監の先生の指導に従うこと。
- ・ 寮および学校の規則を守り、健全な生活をする。
- ・ 他人に迷惑をかける行動はしてはならない。
- ・ 日課表を守る。
- ・ 登下校および学校生活における身なり（頭髪・服装等）をきちんとすること。
- ・ 上下履きの区別をつける。
- ・ 無断で外泊をしてはならない。また、閉寮日に無断で寮に宿泊してはならないこと。
- ・ 登校から17:00までは寮に戻ってはならない。また、発熱など体調の悪い生徒は、養護教諭の指示に従うこと。（ただしテスト期間等は例外とする）
- ・ 偏食をせず、食事をきちんととること。

(2) 施設の使用および自室の管理に関すること

- ・ 自室の清掃および整理整頓に心掛けること。
- ・ 施設の破損や施設への落書き等は禁止する。破損等については弁償すること。
- ・ 自分の食器は自分で洗って所定の場所に返却すること。
- ・ 昼食の弁当箱は必ず所定の場所に自分で洗って返却すること。
- ・ 食堂以外の場所に食事や食器類を持ち出さないこと。
- ・ 食堂、脱衣所、娯楽室に衣服等の私物を置かないこと。
- ・ 食堂で洗髪、歯磨きをしてはならないこと。
- ・ 洗濯は各自で行い、必ず自室へ持ち帰る。洗濯機及び乾燥機は使いかけで放置しないこと。
- ・ 消灯時間以降に洗濯をしないよう済ませること。

(3) 学習に関すること（寮生活をするにあたっての本来の目的を常に心がけ学業に専念すること。）

- ・ 各学期で1の評定を取らぬよう勤勉に学習すること。
- ・ 毎日の学習を大事にし、教科で出された課題等は必ず提出するよう心がける。

- ・ 学習時間中、テスト一週間前は、娯楽室・食堂のテレビ視聴等を制限することもあること。（スマホ等の使用も含む）
- ・ 授業態度で注意されないこと。

(4) 健康管理に関すること

- ・ 病気などの場合は必ず舎監に申し出て、学校の保健室等で手当を受け、指示を受けること。

(5) 学校生活において模範的な生徒であること

- ・ 服装、頭髪、態度および言葉遣いで繰り返し注意されることはあってはならないこと。

2. 以下の項目に該当したものは退寮とする。絶対にあってはならないことであり、厳格に対処する。

- ・ 舎監の指導に従えない生徒や、学校生活・寮生活において問題行動を起こした者。
- ・ 許可なく部外者を寮内（敷地内も含む）に入れた者。
- ・ 飲酒、喫煙、をしたもの。または関与した者。
- ・ 暴力行為やいじめに類する行為をした者。
- ・ 弱い立場の者を強制的に働かすような行為をした者。
- ・ 他人の物を盗んだり、無断借用をした者。
- ・ 「日課」「規約」「規則」が守れず、指導をしても改善が見られない者。

3. 以下の項目に違反したものは協議の結果退寮を命ずることがある。

- ・ 高校生の本分を忘れ、学業を放棄し各学期で「1」の評定をとった者
- ・ 各学期に、各科目について遅刻・欠席などが1/5を超える場合や、生徒としてふさわしくない授業態度のあった者。

4. 上記以外のことでも、健全な寮生活を脅かすような行為は一切禁止する。